

令和5年度 第4回 福島市地域公共交通活性化協議会 (公共交通部門)

日時：令和6年2月2日(金)
(書面開催)

次 第

1 議 事

(1) 協議事項

議案第1号

協議運賃分科会の設置について・・・・・・資料1

議案第 1 号

協議運賃分科会の設置について

令和 5 年 1 0 月 1 日施行の道路運送法の改正により、協議運賃の決定や変更に係る具体的な協議は、「道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議会」で行うこととなりましたが、この協議会は福島市地域公共交通活性化協議会とは委員の構成が異なるため、新たに会議体を設置する必要があります。

以上を踏まえ、道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議会として、別添の分科会設置要綱（案）に基づき「福島市地域公共交通活性化協議会 協議運賃分科会」を設置します。なお、協議運賃分科会は、協議運賃を定めようとする事業者ごとに設置する必要があることから、必要に応じて設置することとなります。

協議運賃分科会の今後の協議内容について

◆自治体バスの運賃改正

令和6年4月に自治体バス（川俣・松川線、川俣・飯野線）の運賃改正を予定しています。自治体バスは旧21条の免許（みなし4条許可）で運行している路線のため、運賃改正にあたっては協議運賃分科会での協議が必要となります。

①運賃改正の概要

自治体バスに福島交通のNORUCA（ＩＣカード）を導入し、キャッシュレス決済やバスロケーションシステムが利用できるようになるなど利便性が向上します。一方で福島交通の運賃体系と整合を図る必要があるため、運賃改正を行います。

- ・初乗り運賃の値上げ（改正前）140 円 ➡ （改正後）170 円（30 円増）
- ・福島交通の路線バスが停車するバス停を中心に全体的に 10～150 円の値上げ
- ・通勤定期券（改正前）3 割引 ➡ （改正後）4 割引
- ・通学定期券（改正前）4 割引 ➡ （改正後）5 割引

②今後のスケジュール（予定）

[illegible]

道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の変更について

法改正前（～R5.9.30）

「地域公共交通会議又は活性化再生法に基づく協議会」

（＝**福島市地域公共交通活性化協議会**）において協議を調え、国土交通大臣に届出

参考：道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

1～3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を**国土交通大臣に届け出ることをもって足りる**。これを変更しようとするときも同様とする。

5～6（略）

参考：道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の協議が調ったとき）

第九条の二 法第九条第四項の**協議が調ったときとは**、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

法改正後（R5.10.1～）

道路運送法第9条第4項に規定する**新たな「協議会」**において協議を調え、国土交通大臣に届出

参考：道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

1～3（略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る**運賃等について協議が調ったときは**、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を**国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる**。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域を含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送**事業者**

三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者**として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7（略）

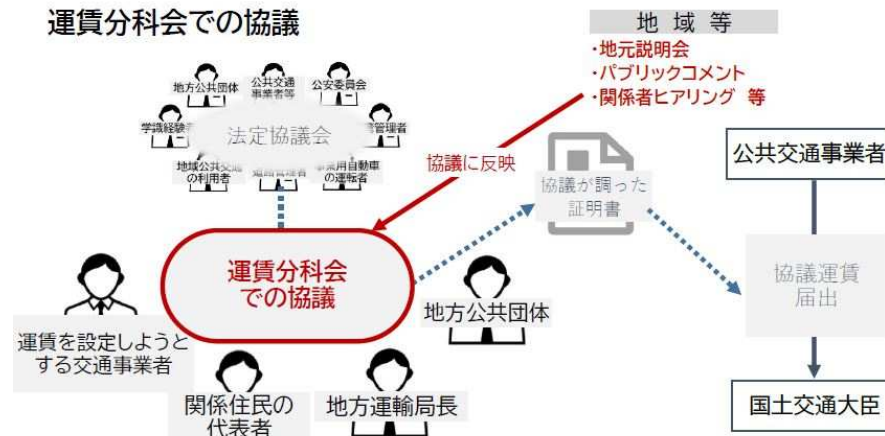
法改正前

法定協議会での協議



法改正後（協議会に分科会を設置）

運賃分科会での協議



※協議運賃分科会は、協議運賃を定めようとする事業者ごとに設置する必要がある。

福島市地域公共交通活性化協議会 協議運賃分科会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、福島市内の地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下、「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議及びその他連絡調整を行うため、福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「協議会設置要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する組織及びその運営に関し、協議会設置要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

- 第2条 本要綱による分科会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は「協議運賃分科会」とする。
- 2 協議運賃分科会は、法第9条第4項に基づき運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

（協議事項）

- 第3条 協議運賃分科会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。
- （1）一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項
 - （2）協議運賃分科会の運営方法およびその他の協議運賃分科会が必要と認める事項

（委員）

- 第4条 協議運賃分科会の委員は法第9条第4項に基づき、次の各号に定める者で組織する。ただし、第4号に該当する委員については、法第9条第4項第4号の規定に基づき、福島市長の指名を受けた者とする。
- （1）福島市長が指名する者
 - （2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
 - （3）東北運輸局長が指名する者
 - （4）関係住民の意見を代表する者

（分科会長）

- 第5条 協議運賃分科会の会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。
- 2 分科会長は、協議運賃分科会を代表し、会務を掌握する。
 - 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 協議運賃分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。
- 2 書面による会議は、分科会長が必要と認める場合に実施できるものとする。
 - 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
 - 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の半数以上の同意で決する。
 - 5 協議運賃分科会の会議は公開しない。ただし、協議運賃分科会が認めた場合は公開することができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取り扱い)

第7条 協議運賃分科会において協議が調った事項について、協議運賃分科会の構成員である委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議運賃分科会において協議が調った事項については、協議会に報告を行う。

(庶務)

第8条 協議運賃分科会の庶務は、協議会事務局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議運賃分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。